

東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業

包括委託契約書（案）

令和7年7月22日

東 松 島 市

※ この「包括委託契約書(案)」は、優先交渉権者（次順位交渉権者）が「特別目的会社」を設立することを前提として作成しているものであり、「特別目的会社」を設立しない場合にあっては、該当部分を加筆・修正するものとする。

前 文

東松島市（以下、「市」という。）と●（以下、「事業者」という。）は、本件事業の実施に関して、次のとおり合意する。

- 1 事業名 東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業
- 2 事業の場所 東松島市川下字内響131番97奥松島ひびき工業団地
- 3 契約期間 自 本契約締結日
至 令和18年3月31日
- 4 契約金額 金●円

（うち消費税及び地方消費税相当額 金●円）

- (1) 「施設等維持管理費相当分」

金●円

（うち施設等の維持管理業務に対するサービス対価●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額●円）

- (2) 「給食運営等費相当分」

金●円（下記固定料金及び変動料金の合計）

ア 固定料金

（うち給食の運営等業務に対するサービス対価の固定料金分●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額の固定料金分●円）

イ 変動料金

（うち給食の運営等業務に対するサービス対価の変動料金分●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額の変動料金分●円）

- 5 支払条件 本契約書に記載のとおり。

- 6 契約保証金 本契約書に記載のとおり。

上記事業について、発注者である「市」と「事業者」とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

住 所 宮城県東松島市●
代表者氏名 東松島市長 ●

事業者

住 所 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 代表取締役 ●

< 目 次 >

第1章 用語の定義	1
第1条（定義）	1
第2章 総則	3
第2条（目的）	3
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	3
第4条（事業日程）	4
第5条（「本件事業」の概要）	4
第6条（「事業者」）	4
第7条（「事業者」の資金調達）	4
第8条（「本件土地」の使用及び管理）	4
第9条（許認可、届出等）	5
第10条（「要求水準書」及び「募集要項」の不備、誤謬又は内容変更）	5
第11条（契約の保証）	5
第3章 「本件施設等」の維持管理及び運営	6
第1節 総則	6
第12条（「本件施設等」の維持管理及び給食の運営等）	6
第13条（「業務計画書」）	6
第14条（「業務報告書」）	7
第15条（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の第三者委託） ..	7
第16条（従事者名簿の提出等）	8
第17条（「事業者」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制 の整備）	8
第18条（「市」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の確 認）	9
第19条（維持管理及び給食運営に対する「市」のモニタリング）	9
第20条（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の変更）	9
第21条（第三者に及ぼした損害等）	10
第22条（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に伴う近隣対策）	10
第2節 維持管理業務	11
第23条（「本件施設等」の修繕）	11
第24条（施設等の損傷）	11
第3節 運営業務	11
第25条（マニュアルの作成及び「従事者」の教育）	11
第26条（管理責任者）	12
第27条（調理等業務等）	12
第28条（食中毒等）	12

第 29 条（アレルギー対応食）	1 3
第 30 条（アレルギー対応食による事故）	1 4
第 31 条（給食の提供の遅延等の場合）	1 4
第 4 章 「サービス対価」の支払い	1 4
第 32 条（「施設等維持管理費相当分」の支払い）	1 4
第 33 条（「給食運営等費相当分」の支払い）	1 4
第 34 条（「サービス対価」の改定）	1 4
第 35 条（「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の減額）	1 5
第 36 条（「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の返還）	1 5
第 5 章 契約期間及び契約の終了	1 5
第 1 節 契約期間	1 5
第 37 条（契約期間）	1 5
第 38 条（契約終了時の取扱い）	1 5
第 39 条（終了手続に係る費用の負担）	1 5
第 2 節 「事業者」の事由による契約終了	1 5
第 40 条（「事業者」の事由による契約終了）	1 5
第 41 条（違約金及び「本件各更新施設等」に関する「本契約」解除等の効力）	1 7
第 3 節 「市」の事由による契約終了	1 8
第 42 条（「市」の事由による契約終了）	1 8
第 4 節 「市」による任意解除	1 8
第 43 条（「市」による任意解除）	1 8
第 5 節 「法令変更」による契約終了	1 8
第 44 条（「法令変更」による契約の終了）	1 8
第 6 節 「不可抗力」による契約終了	1 9
第 45 条（「不可抗力」による契約終了）	1 9
第 6 章 「法令変更」	1 9
第 46 条（「法令変更」に係る通知の付与）	1 9
第 47 条（「法令変更」に係る協議及び増加費用の負担）	1 9
第 7 章 「不可抗力」	2 0
第 48 条（「不可抗力」に係る通知の付与）	2 0
第 49 条（「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担）	2 0
第 50 条（「不可抗力」への対応）	2 1
第 8 章 確認事項	2 1
第 51 条（「事業者」による事実の確認）	2 1
第 52 条（「市」による事実の確認）	2 2
第 9 章 その他	2 2
第 53 条（公租公課の負担）	2 2

第 54 条（協議）	2 3
第 55 条（関係者協議会の設置）	2 3
第 56 条（「事業者」の経営状況に係る報告）	2 3
第 57 条（「事業者」の経営状況に対する「市」のモニタリング）	2 3
第 58 条（秘密保持）	2 3
第 59 条（著作権等）	2 4
第 60 条（著作権等の侵害の防止）	2 4
第 61 条（特許権等の使用）	2 5
第 62 条（「事業者」の兼業禁止）	2 5
第 10 章 雑則	2 5
第 63 条（請求、通知等の様式その他）	2 5
第 64 条（遅延利息）	2 5
第 65 条（解釈）	2 5
第 66 条（準拠法）	2 6
第 67 条（管轄裁判所）	2 6
別紙一覧	2 7
別紙 1 モニタリング及びペナルティの考え方	2 8
別紙 2 「本件事業」期間中の保険	2 9
別紙 3 「サービス対価」の内容及び支払方法、改定	3 0

「市」と「事業者」は、東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業（以下、「本件事業」といい、第1条に定義する「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」及びその他関連する業務から構成される。）に関して、以下のとおり、包括委託契約（以下、「本契約」という。）をここに締結する。

「市」と「事業者」は、「本契約」の規定のほか、「募集要項」及び「要求水準書」（それぞれ第1条に定義する。）並びに「募集要項」に記載の「市」の指定する様式に従い作成された「提案書類」（第1条に定義する。）に定める事項が適用されることをここに確認する。

第1章 用語の定義

第1条（定義）

「本契約」において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理者」とは、「施設等の維持管理業務」を担当する●をいう。
- (3) 「運営者」とは、「給食の運営等業務」を担当する●をいう。
- (4) 「開業準備・引継業務の期間」とは、「本契約」締結日から令和8年3月31日までの期間をいう。
- (5) 「開庁日」とは、「閉庁日」以外の日をいう。
- (6) 「基本協定書」とは、「本件事業」に関し「市」と●、●及び●をその構成員とし、●をその代表者とする●グループ（以下「民間事業者」という。）との間で令和●年●月●日に締結された基本協定書をいう。
- (7) 「給食運営等費相当分」とは、「サービス対価」のうち、「給食の運営等業務」の履行の対価として「市」から「事業者」に支払われる金員（「給食の運営等業務」の対価元本及びこれに対する「消費税等」の総額（ただし、「本契約」中の定めにより変更されることがある。））をいう。
- (8) 「給食の運営等業務」とは、「募集要項」及び「要求水準書」に規定する給食の運営等に係る以下の業務をいう。

ア 開業準備・引継業務

イ 食材検収補助業務

ウ 調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）

エ 衛生管理業務

オ 食物アレルギー対応食調理業務

カ 配送・回収業務

キ 食器食缶等の洗浄・保管業務

ク 残滓処理業務

ケ 運営備品調達業務等（配送車両の調達及び維持管理を含む。）

コ 上記各項目に伴う各種申請等業務

- (9) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）第2条第1項に定める個人情報のことをいう。
- (10) 「サービス対価とは、「本契約」に基づく「事業者」の債務履行に対し、「市」が「事業者」に対して支払う対価をいい、「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」により構成される。
- (11) 「事業年度」とは、「本契約」の「契約期間」中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう（ただし、初年度は「本契約」の効力発生日から令和6年3月31日までをいう。）。
- (12) 「施設等維持管理費相当分」とは、「サービス対価」のうち、「施設等の維持管理業務」の履行の対価として「市」から「事業者」に支払われる金員（「施設等の維持管理業務」の対価元本及びこれに対する「消費税等」の総額（ただし、「本契約」中の定めにより変更されることがある。））をいう。
- (13) 「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」とは、令和8年4月1日をいう。
- (14) 「施設等の維持管理業務」とは、「募集要項」及び「要求水準書」に規定する「本件施設等」の維持管理に係る以下の業務をいう。

ア 開業準備・引継業務

イ 建築物保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

ウ 建築設備保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

エ 附帯施設保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

オ 外構等保守管理業務（日常修繕・日常更新業務を含む。）

カ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の日常修繕・日常更新業務、食器食缶等の修繕・更新業務、施設備品の日常修繕・日常更新業務を含む。）

キ 清掃業務

ク 警備業務

ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務

コ 計画修繕・計画更新業務のための施設等調査業務

- (15) 「消費税等」とは、消費税（消費税法（昭和63年法律第108号、その後の改正を含む。）に定める消費税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号、その後の改正を含む。）第2章第3節に定める地方消費税をいう。）をいう。
- (16) 「設計図書」とは、「本件施設等」の完成図書をいう。
- (17) 「提案書類」とは、「民間事業者」が「本件事業」の応募手続において「市」に提出した提案書、「市」からの質問に対する回答書及びその他「民間事業者」が「本契約」締結までに「市」に提出した一切の書類（ただし、「市」が不採用としたものを除く。）をいう。
- (18) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、

騒擾、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの（「要求水準書等」で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）であって、「市」及び「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令変更」は、「不可抗力」に含まれないものとする。

- (19) 「閉庁日」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号、その後の改正を含む。）第4条の2に基づく「市」の休日その他の「市」の閉庁日をいう。
- (20) 「包括委託見積金額」とは、「民間事業者」が「本件事業」に関し応募時に提示した額をいう。
- (21) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (22) 「法令変更」とは、「本件事業」の入札手続に係る入札公告日より後に施行され又は効力を生じた、「法令」の制定、改正又は廃止等をいう。ただし、入札公告日において既にその内容が公布、公表又は公開されていたことにより、「民間事業者」がその内容を踏まえて「提案書類」等を作成し、提出することができたものを除く。
- (23) 「募集要項」とは、「市」が「本件事業」に関し令和7年7月22日に公表した募集要項及び募集要項の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する「市」の回答を記載した書面をいう。
- (24) 「本件施設等」とは、「市」の学校給食共同調理場である東松島市学校給食センター（東松島市川下字内響131番97奥松島ひびき工業団地所在。本体施設とともに附帯施設を含む。）をいう。
- (25) 「本件土地」とは、「本件施設等」の敷地をいう。
- (26) 「要求水準書」とは、「市」が「本件事業」に関し令和7年●月●日に公表した東松島市学校給食センター維持管理運営包括委託事業に関する要求水準書及び要求水準書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する「市」の回答を記載した書面をいう。
- (27) 「要求水準書等」とは、「本契約」、「基本協定書」、「募集要項」、「要求水準書」及び「提案書類」をいう。

第2章 総則

第2条（目的）

「本契約」は、「市」及び「事業者」が相互に協力し、「本件事業」を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 「事業者」は、「本件事業」が公共施設の維持管理運営事業として公共性を有することを十分理解し、「本件事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 「市」は、「本件事業」が「民間事業者」によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（事業日程）

- 1 「本件事業」は、「全体スケジュール表」に従って実施される。
- 2 「事業者」は、「本契約」締結後速やかに、「全体スケジュール表」を「市」に提出する。

第5条（「本件事業」の概要）

- 1 「本件事業」は、「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」及びこれらに付随し関連する一切の事業により構成されるものとする。
- 2 「事業者」は、「本件事業」を「要求水準書等」に従って遂行しなければならない。
- 3 「市」は、「事業者」に対し、「本契約」の定めに従い「サービス対価」を支払わなければならない。

第6条（「事業者」）

- 1 「事業者」は、「本件事業」の遂行を目的として会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の規定に基づき設立される株式会社とする。
- 2 「民間事業者」、「維持管理者」及び「運営者」の責めに帰すべき事由に起因する「本契約」上の「事業者」の債務不履行については、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

第7条（「事業者」の資金調達）

- 1 「事業者」は、「本契約」に別段の定めがある場合を除き、「本件事業」の実施に必要な一切の費用を負担し、「本件事業」を実施するにあたり、必要な資金調達をすべて自己の責任において行う。
- 2 「市」は、「本契約」に別段の定めがある場合を除き、「事業者」に対する保証、出資その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行う義務を負わない。ただし、「市」の協力が必要な場合は、「市」は、可能な限り協力する。

第8条（「本件土地」の使用及び管理）

- 1 「本件土地」は「市」所有の財産であり、「事業者」は、原則として、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に必要な範囲において、「本件土地」を無償で使用することができる。「本件土地」以外に資材置場等が必要となる場合、「事業者」は、自らの責任と費用負担においてこれを確保する。
- 2 「事業者」は、前項に基づいて「本件土地」を使用する間、善良な管理者の注意義務をもって「本件土地」を管理する。

第9条（許認可、届出等）

- 1 「事業者」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、「事業者」が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても「事業者」が自らの責任と費用負担において提出する。
- 2 「事業者」は、前項の許認可等の申請に際しては、「市」に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 「市」は、「事業者」からの要請がある場合は、「事業者」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 「事業者」は、「市」からの要請がある場合は、「市」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 5 「事業者」は、「事業者」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可取得の遅延により増加費用（資金調達費用及び合理的な範囲の損害を含むがこれに限らない。以下同様とする。）が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が「市」の責めに帰すべき場合は、「市」は、当該増加費用を負担する。

第10条（「要求水準書」及び「募集要項」の不備、誤謬又は内容変更）

「要求水準書」及び「募集要項」の不備若しくは誤謬、あるいは「市」によるそれらの内容の変更に起因して「事業者」に増加費用が生じた場合、「市」は、当該増加費用を負担する。

第11条（契約の保証）

「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の履行を保証するため、「本契約」の締結後速やかに、本契約の契約期間にわたって、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 「本契約」に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は「市」が確実と認める金融機関等若しくは保証事業会社の保証
 - (4) 「本契約」に係る債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項に定める保証の金額は、「サービス対価」の100分の10以上としなければならない。
 - 3 「本契約」に定める契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の「サービス対価」の100分の10に達するまで、「市」は、「事業者」に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、「事業者」は、「市」に対し保証の金額の減額を請求することができる。

第3章 「本件施設等」の維持管理及び運営

第1節 総則

第12条（「本件施設等」の維持管理及び給食の運営等）

- 1 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、「維持管理・運営期間」の間、日本国の「法令」を遵守の上、「要求水準書等」のほか、第13条に定める「中期業務計画書」及び「年間業務計画書」（以下、総称して「業務計画書」という。）に従って、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を実施する。「事業者」は、「施設等の維持管理業務」において、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）において性能・仕様等を規定している項目にあつては、これらを標準仕様として適用し、手続等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとする。なお、「市」がこれらと同等の効果があると認める場合においては、「事業者」の提案によることができるものとする。
- 2 「事業者」は、適用される「法令」、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等（学校給食衛生管理の基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）を含む。）を遵守して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を実施しなければならない。
- 3 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「維持管理・運営期間」中、自ら又は「受託者等」（第15条第2項に定義する。）をして別紙2に定める保険に加入し、保険料を負担するものとし、加入後速やかにかかる保険証券又はこれに代わるものを「市」に提示する。
- 4 「事業者」は、前項に係る保険金請求権について、「市」の書面による承諾を得た上で「本件事業」のために融資を行う銀行又はその他の金融機関（以下、「金融機関等」という。）のために質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

第13条（「業務計画書」）

- 1 「事業者」は、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」の2カ月前まで（2カ月前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、「要求水準書等」に従い、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について、中期（「維持管理・運営期間」）を対象とする「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」実施のために必要な事項を業務区分ごとに記載した中期維持管理業務計画書及び中期運営業務計画書（以下、総称して「中期業務計画書」という。）を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。また、当該「中期業務計画書」の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の「中期業務計画書」を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。
- 2 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の「事業年度」

開始日の2カ月前まで（2カ月前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、「要求水準書等」及び「中期業務計画書」に従い、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について、当該「事業年度」を対象とする「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」実施のために必要な事項を業務区分ごとに記載した年間維持管理業務計画書及び年間運営業務計画書（以下、総称して「年間業務計画書」という。）を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。また、当該「年間業務計画書」の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の「年間業務計画書」を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。

第14条（「業務報告書」）

- 1 「事業者」は、「維持管理・運営期間」終了まで、毎月の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」終了後、翌月の10日（10日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）までに、「市」に対して、当月における「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施状況をそれぞれ記載した業務報告書（月報）を提出する。
- 2 「市」は、前項の業務報告書（月報）を受付後、その内容を確認し、「事業者」の毎月の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を確認する。「市」は、当該業務報告書（月報）の受付日から7日（7日目が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）以内に、当該月のモニタリングの結果を「事業者」に通知する。
- 3 「事業者」は、「維持管理・運営期間」終了まで、毎年6月、9月、12月及び3月の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」終了後、翌月の10日（10日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）までに、「市」に対して、当四半期における「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施状況をそれぞれ記載した業務報告書（四半期報）を提出する。
- 4 「市」は、前項の業務報告書（四半期報）を受付後、その内容を確認し、「事業者」の四半期ごとの「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を確認する。「市」は、当該業務報告書（四半期報）の受付日から7日（7日目が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）以内に、当該四半期のモニタリングの結果を「事業者」に通知する。
- 5 第1項の業務報告書（月報）及び第3項の業務報告書（四半期報）（以下、総称して「業務報告書」という。）に記載されるべき具体的な項目及び内容は、「市」及び「事業者」が協議の上、「市」が定めるものとする。
- 6 「事業者」は、「維持管理・運営期間」終了まで、「業務報告書」を、「市」が常時閲覧できるように保管、管理しなくてはならない。

第15条（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の第三者委託）

- 1 「事業者」は、「提案書類」に基づき、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」をそれぞれ「維持管理者」及び「運営者」に委託しなければならない。ただし、

「事業者」は、「市」に対し受託者の名称その他の情報を事前に通知し、「市」の承諾を得た上で、「施設等の維持管理業務」の一部を第三者（以下、「維持管理者」と併せて「維持管理受託者」と総称する。）に委託し、また、「給食の運営等業務」の一部を第三者（以下、「運営者」と併せて「運営受託者」と総称する。）に委託することができる。「維持管理受託者」及び「運営受託者」が、さらに第三者（以下、個別に「維持管理下請人」及び「運営下請人」という。）に委託する場合も同様とする。ただし、「市」は合理的理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

- 2 前項に基づく「維持管理受託者」、「維持管理下請人」、「運営受託者」及び「運営下請人」（以下、総称して「受託者等」という。）の使用は、すべて「事業者」の責任において行うものとし、「受託者等」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

第16条（従事者名簿の提出等）

- 1 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に従事する者（以下、総称して「従事者」という。）の名簿を「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の開始日の前日までに「市」に提出する。「従事者」の異動があった場合、「事業者」は、速やかに「市」に報告しなければならない。
- 2 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の遂行にあたり、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類をあらかじめ「市」に提出し、「市」の承諾を得るものとする。
- 3 「市」は、「従事者」が「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を行うに不適当と認められるときは、その事由を明記して、「事業者」に対し交代を請求することができる。

第17条（「事業者」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の整備）

- 1 「事業者」は、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」までに、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施に必要な一切の準備を完了させ、「市」に対しその旨を通知する。
- 2 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」開始の遅延が見込まれる場合には、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を「市」に通知しなければならない。
- 3 「市」は、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」に「事業者」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が開始されない場合には、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」から実際に「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が開始された日までの期間に相当する「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を支払わない。

- 4 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の開始が遅延し、「市」に当該遅延に伴う損害が発生した場合、「事業者」は「市」に発生した損害額に相当する金額を「市」に支払う。
- 5 「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の開始の遅延によって「事業者」に増加費用が発生した場合、当該増加費用は「事業者」の負担とする。ただし、「市」の責めに帰すべき事由による場合は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合はそれぞれ第6章及び第7章の規定に従うものとする。

第18条（「市」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の確認）

「市」は、前条第1項の通知受領後速やかに、「施設等の維持管理業務」体制及び「給食の運営等業務」体制の確認を行う。確認の結果、「要求水準書等」に従った体制が整備されていないと判断する場合、「市」は、「事業者」に対しその是正を求めることができる。

第19条（維持管理及び給食運営に対する「市」のモニタリング）

- 1 「市」は、別紙1に従い、モニタリングを行い、その際、「維持管理・運営期間」中、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について、「事業者」に対し随時その説明を求めること、「本件施設等」において維持管理・運営状況を自ら立会いの上確認すること、及び「従事者」へのヒアリングを行うことができる。その場合、「事業者」は、「市」に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項のモニタリングの結果、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について「要求水準書等」を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、又は「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の継続に支障があると「市」が判断した場合、「市」は、「事業者」に対し別紙1に定める「モニタリング及びペナルティの考え方」に従いペナルティを課すことができる。
- 3 「市」は、「事業者」への説明要求、「事業者」による説明の実施及び「市」による立会いの実施を理由として、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。
- 4 本条のモニタリングに要する費用は各自の負担とする。

第20条（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の変更）

- 1 「市」が「事業者」に対して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更を請求した場合、「市」と「事業者」は、協議により当該変更の可否を決定する。当該協議が不調に終わった場合、「市」が当該変更の可否を決定し、「事業者」はこれに従う。
- 2 「事業者」が、「不可抗力」、「法令変更」又は「事業者」の責めに帰すことのできない事由により、「市」に対して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更を請求した場合、「市」と「事業者」は、協議により当該変更の可否を決

定する。当該協議が不調に終わった場合、「市」が当該変更の可否を決定し、「事業者」は、これに従う。

- 3 前二項により当該業務にかかる費用が増加若しくは減少する場合、「市」及び「事業者」は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増加若しくは減少する部分を「サービス対価」から増加若しくは減少することができる。なお、当該協議が整わない場合、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更に起因して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る費用が増加するときは、当該増加費用を「事業者」が負担し、費用が減少するときは「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を減額する。ただし、「市」の責めに帰すべき事由による増加費用は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する増加費用はそれぞれ第6章及び第7章の規定に従う。

第21条（第三者に及ぼした損害等）

- 1 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に関し、「事業者」の責めに帰すべき事由により「市」又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 「本契約」締結後、「市」が新たに提示した条件に起因して、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の過程で第三者に損害が発生した場合、「市」は、合理的な範囲でその損害を賠償しなければならない。ただし、「事業者」に起因する事情に基づき、「市」が条件を提示した場合を除く。
- 3 「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に関し「不可抗力」により第三者に損害が発生した場合は、第7章の規定に従う。

第22条（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に伴う近隣対策）

- 1 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、臭気その他の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。
- 2 近隣対策の実施にあたり、「市」は、必要と認められる場合には、「事業者」が行う近隣対策に協力する。
- 3 「事業者」は、近隣対策の実施について、「市」に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 4 「事業者」は、「市」の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容を変更することはできない。「市」は、「事業者」が「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容を変更する以外に近隣住民の了解を得ることが不可能又は著しく困難であることを明らかにした場合に限り、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更を承諾する。
- 5 近隣対策の結果、「事業者」に生じた費用は、「事業者」が負担する。ただし、「本件施設等」を設置・運営すること自体に直接起因して近隣対策が必要となった場合の増

加費用は、「市」が負担する。

第2節 維持管理業務

第23条（「本件施設等」の修繕）

- 1 「事業者」は、「要求水準書等」及び「業務計画書」に従い、自らの責任と費用負担において、「本件施設等」の修繕等（建築物とともに、建築設備、附属施設、調理設備、食器食缶等及び施設備品（ただし、「市」の職員が使用する施設備品は除く。）の維持管理に伴う修繕業務、修繕・補充業務を含む。）を行う。ただし、当該修繕等が、「市」の責めに帰すべき事由による場合は、増加費用は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合は、それぞれ第6章及び第7章に定める負担とする。
- 2 「事業者」が、自己の責任と費用負担において、「業務計画書」に記載がない修繕等又は「本件施設等」に重大な影響を及ぼす修繕等を行う場合、事前に「市」に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ「市」の事前の承諾を得なければならない。
- 3 修繕等によって「設計図書」に変更が生じた場合、「事業者」は、「設計図書」に当該変更の箇所を反映させた上で、「市」の確認を受けなければならない。
- 4 「市」と「事業者」は、「要求水準書等」に従い、「施設等の維持管理業務」及び「施設等の更新等業務」に含まれない大規模な修繕等又は大規模な更新等が必要な事由が生じた場合、協議の上、対応策を定めるものとする。
- 5 「事業者」は、合理的な中期修繕計画を立てて、修繕等を実施し、「市」に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

第24条（施設等の損傷）

- 1 「本件施設等」の使用者（「事業者」及び「受託者等」の従業員その他の「事業者」側の関係者を除く。）による「本件施設等」の損傷及び「事業者」の責めによらない事故・火災等災害による損傷は、「市」の責任と費用負担においてこれを修復する。
- 2 「本件施設等」が「事業者」の責めに帰すべき理由により損傷した場合、「事業者」は、その責めを負う。

第3節 運営業務

第25条（マニュアルの作成及び「従事者」の教育）

- 1 「事業者」は、「本契約」締結後、速やかに、「要求水準書」、学校給食衛生管理の基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に基づき、かつHACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）に配慮した内容の「給食の運営等業務」についてのマニュアルを作成し、「市」に提出し、その承諾を受けるものとする。
- 2 「事業者」は、「給食の運営等業務」の円滑かつ適切な実施のため、当該業務に係る

「従事者」について定期的かつ計画的に研修等を行い、その資質向上に努める。「事業者」は、かかる研修等の記録を、毎年6月、9月、12月及び3月末日から10日以内（当該期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」以内。）に、「市」に提出するものとする。

第26条（管理責任者）

- 1 「事業者」は、「要求水準書等」に従い、「本契約」締結後、速やかに、総括責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を「市」に提出する。
- 2 「事業者」は、前項に従い「市」に報告した者を変更する場合には、原則として変更する前に、ただしやむを得ない事情があるときは変更後直ちに、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を「市」に提出する。変更した者をさらに変更する場合も同様とする。

第27条（調理等業務等）

- 1 「市」は、「事業者」に対し、実施月の1週間前までに、1カ月分まとめて献立表及び食器・食缶・配膳器具の種別を指示し、調理当日までに献立・食数に応じて調達し検収した食材（調味料を含むすべての食品をいう。）を引き渡す。
- 2 「事業者」は、「市」の行う検収業務に協力して検収準備及び補助を行うほか、「要求水準書等」に定める調理業務等の業務を行う。
- 3 「事業者」は、「市」の作成した献立等に基づき調理を行い、調理済み食品をクラスごとに食缶に詰め添加物類とともに「市」が指定する学校へ配送し、回収を行う。「事業者」は、回収した食器、食缶、コンテナ等及び使用した調理設備機器等について洗浄及び残滓等の処理を行う。

第28条（食中毒等）

- 1 「事業者」は、「要求水準書等」に規定された事項を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって「給食の運営等業務」を実施し、「法令」及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。
- 2 「事業者」は、食中毒等が発生するおそれがある場合、直ちに、被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じるとともに、「市」に報告しなければならない。
- 3 給食の配送先学校等において食中毒等が発生した場合、「事業者」は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力する。
- 4 前項の場合、「事業者」も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して「市」に報告の上、「市」の承諾を得る。
- 5 食中毒等によって第三者に損害が生じた場合、「事業者」はこれを賠償するものとし、「市」が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、「市」の請求により当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければ

ならない。ただし、「事業者」が、「市」の責めに帰すべき事由によることを明らかにした場合、「事業者」の責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合（配膳時の異物混入及び検収時における調達食材の異常の場合を含む。）又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し「市」の承諾を得た場合には、「市」に対して当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わない。

6 食中毒等が発生したことにより、「施設等の維持管理業務」又は「給食の運営等業務」の全部又は一部を遂行することができない期間（以下、本条において「遂行不能期間」という。）が生じた場合、当該期間において遂行できない業務に対応する「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」（以下、本条において「遂行不能業務相当分」という。）の支払方法及び損害賠償（前項により「市」が「事業者」に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

- (1) 「市」は、食中毒等が「市」の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合、「遂行不能業務相当分」については、「遂行不能期間」において「事業者」が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、「事業者」の「市」に対する損害賠償請求を妨げない。
- (2) 「市」は、食中毒等が「市」及び「事業者」のいずれの責めにも帰することができない事由によることが明らかになった場合、又は「事業者」が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、その結果につき第4項の「市」の承諾を得た場合、「遂行不能業務相当分」については、「遂行不能期間」において「事業者」が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、「市」又は「事業者」が相手方に対して損害賠償請求を行うことはできないものとする。
- (3) 「市」は、食中毒等が「事業者」の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合、又は、「事業者」が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し「市」の承諾を得られないことが確定した場合には、別紙1に基づき、「遂行不能業務相当分」を減額することができるものとし、かつ、「市」は「事業者」に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。
- (4) 「市」は、第32条、第33条及び別紙3に定める「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の請求書を受領したときに、前三号のいずれにも該当していない場合には、「事業者」に対し、「事業者」の請求額のうち「遂行不能業務相当分」に該当する部分について、その支払を留保するものとし、当該食中毒等が前三号のいずれかに該当するかが判明した時点において、支払を留保していた「遂行不能業務相当分」につき、各号に定める対応を行う。

第29条（アレルギー対応食）

「事業者」は、「市」が指定する児童生徒に対して、「市」が作成した献立に基づいて、アレルギー対象食材を除去したアレルギー対応食の調理を行い提供する。

第30条（アレルギー対応食による事故）

「事業者」は、「事業者」が提供した給食に含まれる食材等に対するアレルギー反応によって健康被害又は重大な事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合については、第28条第2項ないし第6項を準用する。

第31条（給食の提供の遅延等の場合）

- 1 「事業者」は、「本件施設等」を稼働して給食を調理し児童生徒等に提供することが遅延する場合（不可能な場合を含む。）は、速やかに、給食提供の代替措置を講じるなど、影響を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 前項の事態が生じることが確実な場合は、「事業者」においてその事態が判明した時点で、「市」に報告をしなければならない。
- 3 代替措置の内容については、「市」と「事業者」の協議により決定する。
- 4 第1項の遅延等が、「事業者」の責めに帰すべき事由による場合、代替措置に係る費用は「事業者」の負担とする。ただし、当該遅延等が、「市」の責めに帰すべき事由による場合は、増加費用は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合は、それぞれ第6章及び第7章に定める負担とする。

第4章 「サービス対価」の支払い

第32条（「施設等維持管理費相当分」の支払い）

「市」は、「事業者」に対し、「施設等の維持管理業務」に対する「施設等維持管理費相当分」（総額金●円。ただし、「本契約」の定めにより変更されることがある。）を、令和●年●月又は●月（支払対象期間：令和●年●月から令和●年●月分）を第1回とし、令和●年●月又は●月（支払対象期間：令和●年●月から令和●年●月分）を最終回とする、年4回・全●回に分け、別紙3に規定する方法に従って支払う。

第33条（「給食運営等費相当分」の支払い）

「市」は、「事業者」に対し、「給食の運営等業務」に対する「給食運営等費相当分」（固定料金●円及び別紙3に基づく変動料金。ただし、「本契約」の定めにより変更されることがある。）を、令和●年●月又は●月（支払対象期間：令和●年●月から令和●年●月分）を第1回とし、令和●年●月又は●月（支払対象期間：令和●年●月から令和●年●月分）を最終回とする、年4回・全●回に分け、別紙3に規定する方法に従って支払う。

第34条（「サービス対価」の改定）

本事業に係る「サービス対価」は、別紙3に基づき改定される。

第 35 条（「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の減額）

「市」は、第19条に定める「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に対する「市」のモニタリングの結果により、別紙 1に基づき、「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を減額することができる。

第 36 条（「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の返還）

「市」は、「事業者」から提出された「業務報告書」に虚偽の記載があることが判明し、「市」がこれを「事業者」に対して通知した場合、「事業者」は、「市」に対して、当該虚偽記載がなければ「市」が前条の規定に従い減額し得た「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」部分を速やかに返還しなければならない。

第 5 章 契約期間及び契約の終了

第 1 節 契約期間

第 37 条（契約期間）

「本契約」の「契約期間」は、「本契約」の締結日から令和●年●月●日までとする。

第 38 条（契約終了時の取扱い）

「事業者」は、「本契約」が終了する場合（期間満了、解除、解約その他事由の如何を問わない。以下本条及び次条において同じ。）には、「市」が継続的に「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を行うことができるよう、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る必要事項を「市」に説明するとともに、「事業者」が使用した「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料の一切を「市」に提供する等、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の引き継ぎに必要な協力をしなければならない。

第 39 条（終了手続に係る費用の負担）

「本契約」の終了に際し、「本契約」の終了手続に伴い発生する諸費用等については、「事業者」がこれを負担する。ただし、「市」の責めに帰すべき事由によって生じた諸費用等については、「市」が負担する。

第 2 節 「事業者」の事由による契約終了

第 40 条（「事業者」の事由による契約終了）

- 1 「市」は、次の各号のいずれかに該当するときは、「事業者」に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは「本契約」の全部又は一部を解除終了させ、又は解除せずに「事業者」の契約上の地位を「市」が選定した第三者に

移転させることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が「本契約」及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 「事業者」が、正当な理由なく、「要求水準書等」に定めた日又は自ら提出した「全体スケジュール表」等に記載した着手日を過ぎても、「施設等の維持管理業務」若しくは「給食の運営等業務」又はそれらを構成する各業務に着手しないとき。
 - (2) 「事業者」が、「要求水準書等」に定めた日又は自ら提出した「全体スケジュール表」等に記載した期限までに「施設等の維持管理業務」若しくは「給食の運営等業務」又はそれらを構成する各業務を完了させないとき、又は、当該期限の経過後相当の期間内に当該業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」が「要求水準書等」に違反したとき。
- 2 次に掲げるいずれかの事由が「事業者」に生じた場合、「市」は何らの催告等を要せず直ちに、「本契約」の全部を解除し終了させ、又は解除せずに「事業者」の契約上の地位を「市」が選定した第三者に移転させることができる。
- (1) 「事業者」が、第51条第2項各号の規定に違反したとき。
 - (2) 「事業者」が「本件事業」の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合。
 - (3) 「事業者」が「本件事業」の全部又は一部を完了させ又は実施することができないことが明らかであるとき。
 - (4) 「事業者」が「本件事業」の全部又は一部を完了させ又は実施する債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 「事業者」の債務の一部の履行が不能である場合又は「事業者」がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、「事業者」が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 別紙1に定める「本契約」の解除要件に該当するいずれかの事由が生じた場合。
 - (8) 「事業者」が第51条第1項の表明保証に違反したと「市」が認めた場合において、「市」が前項の催告をしても当該違反が是正される見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」がその債務の履行をせず、「市」が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (10) 「事業者」に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、「事業者」としてその申立てを行うことを決定した場合又はその他第三者（「事業者」の取締役を含む。）によりその申立てがなされた場合。
 - (11) 「事業者」が、支払不能又は支払停止となった場合。

(12) 「事業者」が、故意又は重大な過失により、各「業務報告書」、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったことが明らかになった場合。

(13) 「事業者」（「受託者等」その他「本件事業」の一部を受託し若しくは請け負う者を含む。以下本号において同じ。）が、次に掲げるいずれかに該当するとき。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号、その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約その他の契約の相手方とした場合（ただし、カに該当する場合は除く。）において、「市」が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

第41条（違約金及び「本件各更新施設等」に関する「本契約」解除等の効力）

1 前条により「本契約」が解除等された場合、「事業者」は、「本契約」締結時点での「施設等維持管理費相当分」（年額）及び「給食運営等費相当分」（年額）の100分の25に相当する金額を違約金として「市」に対して支払う。なお、「市」は、当該解除等の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙3の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

2 「市」が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、「市」はかかる超過額について「事業者」に損害賠償を求めることができる。

- 3 「事業者」の責めに帰すべき事由により「本契約」が解除され、かつ、「事業者」の責めに帰すべき事由により「本件施設等」が損傷している場合、「事業者」は、「市」に対して「本件施設等」の修復に必要な合理的な修繕費を支払う。ただし、全壊した場合又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断された場合は、「事業者」の責任と費用負担により「本件施設等」を更新しなければならない。

第3節 「市」の事由による契約終了

第42条（「市」の事由による契約終了）

- 1 「市」が、「本契約」上の重要な義務（「サービス対価」の支払等を含むが、これに限らない。）に違反した場合、「事業者」は「市」に対して60日以上を定めて「市」において当該違反行為を是正すべき旨を書面で通知する。当該期間中においてかかる違反行為が是正されない場合、「事業者」は、「市」に対して書面による通知をした上で「本契約」の全部を解除し終了することができる。
- 2 前項に基づき「本契約」が終了した場合、「市」は、「事業者」に対し、当該終了により「事業者」が被った損害を賠償する。この場合においても、「市」は、当該終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る「施設等維持管理費相当分」及び「給食等運営等費相当分」（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙3の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第4節 「市」による任意解除

第43条（「市」による任意解除）

- 1 「市」は、「事業者」に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく「本契約」を解除することができる。
- 2 前項に基づき「本契約」が終了した場合、「市」は、「事業者」に対し、当該終了により「事業者」が被った損害を賠償する。
- 3 本条第1項に基づき「本契約」が終了した場合、終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙3の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第5節 「法令変更」による契約終了

第44条（「法令変更」による契約の終了）

- 1 第47条第1項の協議にもかかわらず、「法令変更」により、「市」が「本件事業」の継続が著しく困難若しくは不可能と判断した場合又は「本契約」の履行のために多大な

費用を要すると判断した場合、「市」は、「本契約」の全部を解除して終了させることができる。

- 2 前項に基づき「本契約」が終了した場合、終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙3の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第6節 「不可抗力」による契約終了

第45条（「不可抗力」による契約終了）

- 1 第49条第1項の協議にもかかわらず、「本契約」の効力発生後における「不可抗力」により、「市」が「本件事業」の継続が著しく困難若しくは不可能と判断した場合又は「本契約」の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、「市」は、「本契約」の全部を解除して終了させることができる。
- 2 本条第1項に基づき「本契約」が終了した場合、終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙3の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第6章 「法令変更」

第46条（「法令変更」に係る通知の付与）

- 1 「事業者」は、「法令変更」により、「要求水準書等」に従い「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が実施できなくなった場合又はそれらの実施のために過分の費用を要すると認められる場合若しくはそれらのおそれがあると認められる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに「市」に対して通知する。
- 2 「市」及び「事業者」は、前項の通知がなされた時点以降、「本契約」に基づく自己の義務が適用「法令」に違反することとなった場合、履行期日における義務が当該適用「法令」に違反する限りにおいて、その履行義務を免れる。ただし、「市」及び「事業者」は、「法令変更」により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

第47条（「法令変更」に係る協議及び増加費用の負担）

- 1 「市」は、「事業者」から前条第1項に定める通知を受領した場合、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否か等について確認した上で、当該「法令変更」に対応するために、速やかに「要求水準書等」等の変更、「本契約」の変更及び必要な増加費用の負担（以下、本条において「対応策」という。）について、「事業者」と協議する。

- 2 前項の協議にかかわらず、「法令変更」の施行の日から30日以内に「対応策」についての合意が成立しない場合、「市」は、その「対応策」を決定して「事業者」に通知し、「事業者」は、当該「対応策」に従う。
- 3 前項により「市」が決定する「対応策」における増加費用の負担は、次のとおりとする。
 - (1) 「市」は、「本件事業」に直接的影響を及ぼす「法令変更」（「本件施設等」及び「本件施設等」と類似のサービスを提供する施設の維持管理、運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした「法令」についての「法令変更」のことをいう。）により生じた増加費用を負担する。
 - (2) 法人税その他類似の税制度の変更等に係る「法令変更」により生じた増加費用は、「事業者」が負担する。なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用は、すべて「事業者」が負担するものとする。ここで、外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。
 - (3) 「消費税等」に関する「法令変更」がなされた場合の「サービス対価」の変更については、別紙3に定めるとおりとする。
 - (4) 前三号以外の「法令変更」によって生じた増加費用については、「事業者」が負担する。

第7章 「不可抗力」

第48条（「不可抗力」に係る通知の付与）

- 1 「事業者」は、「不可抗力」により、「要求水準書等」に従い「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が実施できなくなった場合又はそれらの実施のために過分の費用を要すると認められる場合若しくはそれらのおそれがあると認められる場合、その状況の詳細を記載した書面をもって「市」に対して通知する。
- 2 「市」及び「事業者」は、「不可抗力」により履行できなくなった義務を免れる。ただし、「市」又は「事業者」は、「不可抗力」により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力をしなければならない。

第49条（「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担）

- 1 「市」は、「事業者」から前条第1項に定める通知を受領した場合、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否か等について確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに「要求水準書等」の変更、「本契約」の変更及び必要な増加費用の負担（以下、本条において「対応策」という。）について、「事業者」と協議する。
- 2 前項の協議にかかわらず、当該状況が発生した日から30日以内に「対応策」について

の合意が成立しない場合、「市」は、その「対応策」を決定して「事業者」に通知し、「事業者」は、当該「対応策」に従う。

3 前項により「市」が決定する「対応策」における損害又は増加費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 「施設等の維持管理業務」について損害又は増加費用が発生した場合は、当該「事業年度」における「施設等維持管理費相当分」の100分の1までの金額（「不可抗力」が一「事業年度」内で複数回生じた場合にあっては、一「事業年度」につき累計で、損害又は増加費用の累計額が当該100分の1までとなる額）を「事業者」の負担とし、それを超える額については「市」の負担とする。
- (2) 「給食の運営等業務」について損害又は増加費用が発生した場合は、当該「事業年度」における「給食運営等費相当分」のうち固定料金及び当該「事業年度」の前「事業年度」における「給食運営等費相当分」のうち変動料金総額（ただし、「本契約」の効力発生後最初の「事業年度」における変動料金は、応募時に適用した「年間提供給食数」に基づく当該「事業年度」総額の100分の20に相当する額）の合計額の100分の1までの金額（「不可抗力」が一「事業年度」内で複数回生じた場合にあっては、一「事業年度」につき累計で、損害又は増加費用の累計額が当該100分の1までとなる額）を「事業者」の負担とし、それを超える額については「市」の負担とする。
- (3) 前二号にかかわらず、第三者による損害賠償、保険金（「要求水準書等」によって付保すべき旨又は付保する旨の記載がある保険に係る保険金をいう。）又は政府による支援等により損害又は増加費用がてん補されたときは、当該てん補相当額は、「市」が負担すべき損害及び増加費用額から控除する。

第50条（「不可抗力」への対応）

「事業者」は、前条第1項及び第2項に定める「対応策」が決定されるまでの間、「不可抗力」による「本件事業」への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるべく、適切な対応を行う。

第8章 確認事項

第51条（「事業者」による事実の確認）

1 「事業者」は、「市」に対して、「本契約」締結日現在において、次の事実を表明し保証する。

- (1) 「事業者」が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、「本契約」を締結し及び「本契約」の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 「事業者」による「本契約」の締結及び履行は、「事業者」の目的の範囲内の行為であり、「事業者」が「本契約」を締結し、履行することにつき「法令」上及び「事業者」の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。

- (3) 「本契約」の締結及び「本契約」に基づく義務の履行が「事業者」に適用のある「法令」に違反せず、「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は「事業者」に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 「本契約」は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある「事業者」の債務を構成し、「本契約」の規定に従い強制執行可能な「事業者」の債務が生じること。
- 2 「事業者」は、「本契約」に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を「市」に対して誓約する。
 - (1) 「事業者」は、「市」の書面による事前の承諾なしに、「本契約」上の地位及び「本件事業」等について「市」との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づき「市」に対して有する債権について、第三者への譲渡、担保提供又はその他の処分をしないこと。
 - (2) 「事業者」は、「市」の書面による事前の承諾なしに、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の発行並びにその他「事業者」の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行わないこと。
 - (3) 「事業者」は、「市」の書面による事前の承諾なしに、解散、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡その他の会社の基礎を変更する行為をしないこと。

第52条（「市」による事実の確認）

- 1 「市」は、「事業者」に対して、「本契約」締結日現在において次の事実を表明し保証する。
 - (1) 「本契約」の締結又は履行に必要な債務負担行為が東松島市議会において決議されていること。
 - (2) 「本契約」は、適法、有効かつ拘束力ある「市」の債務を構成すること。
- 2 「市」は、「本契約」に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に必要な「市」の維持すべき許認可を維持することを「事業者」に対して確認する。
- 3 「市」は、「本契約」期間中、「本契約」の本旨に従った債務の不履行が生じないよう合理的な努力を行うものとする。

第9章 その他

第53条（公租公課の負担）

「本契約」に関連して生じる公租公課は、「本契約」に別段の定めがある場合を除き、すべて「事業者」の負担とし、「市」は、「本契約」の定めに従い「サービス対価」を支払うほか、「本契約」に関連して生じる公租公課を別途負担しない。

第 54 条（協議）

- 1 「本契約」において、「市」及び「事業者」による協議が必要な事由が発生した場合、「市」及び「事業者」は、速やかに協議の開催に応じなければならない。
- 2 「市」及び「事業者」は、「本契約」の実施にあたって疑義が生じた場合は、誠意をもって協議しなければならない。

第 55 条（関係者協議会の設置）

- 1 「市」及び「事業者」は、必要と認めるときは、「本件事業」の実施に関する協議を行うために、関係者協議会を設置することができる。
- 2 「市」及び「事業者」は、「本契約」の効力発生後、速やかに、関係者協議会の組織・運営に必要な事項を定める。
- 3 「市」は、必要に応じて関係者協議会を招集する。
- 4 「事業者」は、必要があると判断したときは、「市」に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

第 56 条（「事業者」の経営状況に係る報告）

「事業者」は、「契約期間」中、毎「事業年度」の財務書類（会社法第435条第2項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書。）を作成し、当該「事業年度」の最終日から起算して3カ月以内に、「市」に提出しなければならない。なお、当該財務書類については、公認会計士による監査を行うものとする。

第 57 条（「事業者」の経営状況に対する「市」のモニタリング）

- 1 「市」は、前条に基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、「事業者」に対し財務状況の改善を勧告できる。かかる勧告がなされた場合、「事業者」は、速やかに財務状況改善計画書を「市」に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行する。
- 2 本条のモニタリングに要する費用は各自の負担とする。

第 58 条（秘密保持）

- 1 「市」及び「事業者」は、互いに「本件事業」に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報（「本件事業」に関して知る前にすでに自ら保有していたもの、「本件事業」に関して知る前に公知であったもの、「本件事業」に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得したものは除く。）を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施者、又は自己の出資者、並びに「本件事業」に関し「事業者」に融資する「金融機関等」及びその代理人又はコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は「本契約」の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、「市」又は「事業者」が「法令」に基づき開示する場合又は相手方の書

面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 「事業者」は、「本契約」に基づく業務の履行において知り得た「個人情報」を第三者に漏らしてはならず、その他個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）に反する行為をしてはならない。また、「事業者」が「本契約」に基づいて、業務の全部又は一部を第三者に委託、あるいは請け負わせる場合等、「事業者」以外の第三者が「本件事業」の履行に関わる場合、「事業者」は、自らの責任において、当該第三者がその知り得た「個人情報」を他に漏洩すること、その他個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）に反する行為をすることのないようにしなければならない。

第59条（著作権等）

- 1 「市」は、「本契約」に関して「要求水準書」及び「市」の要求に基づき作成される一切の書類（以下、「成果物」という。）について、「市」の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、「本契約」の終了後も存続するものとする。
- 2 前項の「成果物」が著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところによるものとする。
- 3 「事業者」は、「市」が当該「成果物」を次の各号に掲げるところにより無償で利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（「市」を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示せずに「成果物」の内容を公表し、官公庁の求めに応じ提出すること。
 - (2) 「成果物」を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
- 4 「事業者」は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ「市」の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第60条（著作権等の侵害の防止）

- 1 「事業者」は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを「市」に対して保証する。
- 2 「事業者」の作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償又は必要な措置を講じる必要が生じたときは、「事業者」は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 61 条（特許権等の使用）

「事業者」は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとし、第三者の有する当該技術等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、「事業者」がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

第 62 条（「事業者」の兼業禁止）

「事業者」は、「本契約」で実施が認められている業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ「市」の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第 10 章 雑則

第 63 条（請求、通知等の様式その他）

- 1 「本契約」並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解約は、書面により行わなければならない。なお、「市」及び「事業者」は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとする。
- 2 「本契約」の履行に関して「市」と「事業者」の間で用いる計量単位は、「要求水準書等」及び「設計図書」に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号、その後の改正を含む。）に定めるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号、その後の改正を含む。）及び商法（明治 32 年法律第 48 号、その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
- 4 「本契約」の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 「本契約」の履行に関して「市」と「事業者」との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 「本契約」に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

第 64 条（遅延利息）

「市」又は「事業者」が、「本契約」の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払いの金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条（昭和 24 年法律第 256 号、その後の改正を含む。）に定める率（法改正により率の変更があれば変更後の率による。）により計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払わなければならない。なお、計算にあたっては、1 年を 365 日とする。

第 65 条（解釈）

- 1 「要求水準書等」に定めのない事項及び「要求水準書等」の解釈に関して疑義が生じた場合、「市」及び「事業者」は、その都度、誠意をもって協議し、これを決定する。
- 2 「本契約」、「基本協定書」、「募集要項」、「要求水準書」及び「提案書類」の間

に齟齬がある場合、「本契約」、「基本協定書」、「募集要項」、「要求水準書」及び「提案書類」の順にその解釈が優先するものとする。また、「本契約」、「基本協定書」、「要求水準書」及び「募集要項」に定めがない場合、入札手続において受け付けられた質問及びこれに対する「市」の回答のうち事業契約書（案）に係る部分に基づき解釈し、当該解釈は「提案書類」に優先するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、「要求水準書等」の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合であって、「市」及び「事業者」の間で協議の上かかる記載内容に関する解釈が合意された場合には、当該合意内容を優先する。

第 66 条（準拠法）

「本契約」は、日本国の「法令」に準拠するものとし、日本国の「法令」に従って解釈する。

第 67 条（管轄裁判所）

「本契約」に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙一覧

- 別紙 1 モニタリング及びペナルティの考え方
- 別紙 2 「本件事業」期間中の保険
- 別紙 3 「サービス対価」の内容及び支払方法、改定

別紙1 モニタリング及びペナルティの考え方

(第19条・第28条・第30条・第35条・第40条関係)

(「募集要項」、「要求水準書」及び「提案書類」に従って記載)

別紙２ 「本件事業」期間中の保険
(第 12 条関係)

「本件事業」期間中に「事業者」が付保する保険は以下のとおりである。

(「募集要項」、「要求水準書」及び「提案書類」に従って記載)

別紙3 「サービス対価」の内容及び支払方法、改定

(第28条・第32条・第33条・第34条・第41条・第42条・第43条・第44条・第45条・第47条関係)

(「募集要項」、「要求水準書」及び「提案書類」に従って記載)

本事業に関する窓口

東松島市教育部学校給食センター

住所 : 〒981-0304 東松島市川下字内響 131-97 ひびき工業団地

電話 : 0225-24-9409

E-mail : kyusyoku@city.higashimatsushima.miyagi.jp

URL : <https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/jigyosya/keiyaku-nyusatsu/jigyosyabosyu/gakkoukyuusyokuc.html>